

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】令和6年3月18日(2024.3.18)

【国際公開番号】WO2023/276941
 【出願番号】特願2023-531930(P2023-531930)
 【国際特許分類】

H 1 0 N 3 0 / 8 5 (2 0 2 3 . 0 1)

H 1 0 N 3 0 / 8 5 3 (2 0 2 3 . 0 1)

H 1 0 N 3 0 / 0 4 5 (2 0 2 3 . 0 1)

H 1 0 N 3 0 / 0 6 7 (2 0 2 3 . 0 1)

10

【 F I 】

H 1 0 N 3 0 / 8 5

H 1 0 N 3 0 / 8 5 3

H 1 0 N 3 0 / 0 4 5

H 1 0 N 3 0 / 0 6 7

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月14日(2023.12.14)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エレクトレット部を有して成る構造体であって、

前記構造体は、前記エレクトレット部の外側に可撓性部材を有して成り、

前記エレクトレット部は、セラミック成分を含んで成るセラミックエレクトレットであって、電荷保持セラミック部と該電荷保持セラミック部の内部に位置する内部電極とを備え、

30

前記エレクトレット部が可撓性を有する、構造体。

【請求項2】

前記構造体がフレクソエレクトレットである、請求項1に記載の構造体。

【請求項3】

前記エレクトレット部を間に挟むように又は包囲するように前記可撓性部材が設けられている、請求項1または2に記載の構造体。

【請求項4】

前記可撓性部材の内側に位置する前記セラミックエレクトレットの厚さが前記可撓性部材の厚さよりも小さい、請求項1～3のいずれかに記載の構造体。

40

【請求項5】

前記電荷保持セラミック部が、第1電荷保持セラミック層と第2電荷保持セラミック層とから少なくとも構成されており、該第1電荷保持セラミック層と該第2電荷保持セラミック層との間に前記内部電極が位置付けられている、請求項1～4のいずれかに記載の構造体。

【請求項6】

前記電荷保持セラミック部がセラミック成分と樹脂などの他の成分とから構成されるコンポジットである、請求項1～5のいずれか1項に記載の構造体。

【請求項7】

前記可撓性部材が樹脂成分を含んで成る、請求項1～6のいずれか1項に記載の構造体。

50

【請求項 8】

前記可撓性部材が第1樹脂層と第2樹脂層とから少なくとも構成されており、該第1樹脂層と該第2樹脂層との間に前記エレクトレット部が位置付けられている、請求項1～7に記載の構造体。

【請求項 9】

前記第1樹脂層の外側表面の少なくとも一部に第1外部電極を備え、前記第2樹脂層の外側表面の少なくとも一部に第2外部電極を備える、請求項8に記載の構造体。

【請求項 10】

前記第1樹脂層と前記エレクトレット部との間に第1分極用電極を備え、前記第2樹脂層と前記エレクトレット部との間に第2分極用電極を備える請求項8または9に記載の構造体。

10

【請求項 11】

前記構造体のフレクソエレクトリック係数が $1.3 \times 10^{-8} \text{ C/m}$ よりも大きい、請求項1～10のいずれかに記載の構造体。

【請求項 12】

前記構造体が外部から力を受けて前記エレクトレット部が変位した場合、該エレクトレット部は断面視で1000mm以下の曲率半径を有する、請求項1～11のいずれかに記載の構造体。

20

30

40

50